

エイジフリー お役立ちNEWS

知っておきたい

ポイント

被害を最小限に！災害対応の基礎知識

災害が発生した場合に備え、平常時から地域の方たちとの連携、避難所へ持ち出す物をまとめ、保管場所を周知すること、定期的な避難訓練を行うことが大切です。また、ケアマネジャーとして、利用者に対しどのような対応や支援ができるかを『災害対応マニュアル第4版』（日本介護支援専門員協会発行）を基に、平常時・応急期・復旧期ごとの対応をチェックリストで確認しましょう。

普段から災害に備えよう！

平常時の対応（発災以前）

地域との連携

- **地域の災害対策情報の確認と共有**
想定される避難所（福祉避難所※1・一時避難所・災害広域避難所・高台など）の情報や避難経路・方法などの取り決めを利用者・家族、事業所と確認・共有しましょう。

利用者台帳などの整理

- **利用者の一覧名簿を作成**
毎月の最新情報を紙に出力しましょう。

安否確認の優先順位を明確化

- **市区町村が作成する避難行動要支援者名簿※2への登録の有無を確認し、要介護3以上の居宅介護者や認知症高齢者、一人暮らし、高齢者のみの世帯には登録を勧めましょう。**
※市区町村ごとに制度の運用方法が異なるため、市区町村に確認しましょう。

緊急時に必要な情報の集約

- **担当者以外でも対応できるように、住宅の地図・緊急連絡先・主治医・病名・治療法・内服薬・アレルギーなどの情報を入れたケース台帳を作成しましょう。**

ケアプランについて

- **必要な情報文書を出し、ファイルする**
アクセスメント情報やケアプランをファイル化することで、服薬情報や必要なサービス

が迅速に確認できます。災害時の「お薬手帳」の持参指導も行いましょう。

電源を必要とする機器への対応

- **人工呼吸器や吸引器など、停電時の対応について主治医と話し合いをして掲載する。**

職員間で取り決め

- **BCP（事業継続計画）※3をつくり自発集の方法などを取り決め**
例・震度5以上、連絡が取れない場合は、自発的に事業所や指定の場所に集まるなど

避難行動を開始するタイミングを確認

- **災害時要配慮者は「避難準備情報」発令時に避難する。**

情報収集し緊急性を判断！

応急期の対応（発災当日～3日間）

発災状況の確認

- **災害・被災・二次災害の把握**
災害および被災状況を把握しましょう。

避難行動支援

- **認知症高齢者は、環境変化にダメージを受けやすいため、対応に配慮しましょう。**

市区町村窓口への報告と情報収集

- **まず自身の家族の安全を確認します。その後、事業所単位で周囲の被害状況を報告し、同時に一時避難所、福祉避難所や周**

辺施設、サービス提供、医療チームの派遣状況などの情報を確認しましょう。

利用者の安否確認

- **生存の確認** □ **身体状況の確認**
- **生活環境の確認** □ **緊急対応の必要性**
- **今いる場所で生活を続けられるかを確認**
- **ケアプランの継続および変更の必要性**
- **緊急入院・入所先の選定**

医療依存度の高い利用者への対応

- **ケアプランなどで緊急性を確認**
主治医と連絡できない場合、避難所などで活動が想定されるDMAT（災害派遣医療チーム）※4・赤十字・医療ボランティアの診察を受けましょう。

緊急入院・入所先の選定・調整

- **自宅や避難所での生活が困難な場合、緊急入所・入院の調整を行います。緊急入院が必要な場合、災害拠点病院と連携しましょう。また、福祉避難所も利用しましょう。**

避難生活の支援を行う

復旧期の対応（発災4日目～1か月）

継続的なモニタリングで対応

- **避難生活によるストレスや不安、エコノミー症候群、病気の感染、口腔状況の悪化の予防など、心と体のケアが重要です。**

監修

公益社団法人
大阪介護支援専門員協会

<https://www.ocma.ne.jp/legal/>

※1 要支援者のために特別な配慮がなされた避難所。
 ※2 災害時、自力で避難することが難しく支援を必要とする者のリスト。登録者名簿は警察・消防・民生など各機関に提供され災害時に活用します。
 ※3 災害時、重要業務が中断しないよう、また中断した場合でも早期に事業を再開するために策定する行動計画。
 ※4 災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム。

▶ 次回は、「ケアマネジャーの基礎知識 障害者総合支援法」を紹介します。

※記載の内容は2018年6月現在のものです。